



3月27日(日)は

投票時間 午前7時～午後8時

熊本県知事選挙



▲明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

【投票できる人】
次のどれかの要件を満たし、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人です。

① 3月27日(日)現在で満20歳以上の人(平成8年3月28日までに生まれた人)
※今回の選挙では20歳未満の人は投票できません。選挙年齢18歳以上への引き下げは、6月19日(日)以降初めて行われる衆議院議員総選挙か参議院議員通常選挙から適用されます。

② 平成27年12月9日までに転入届をし、引き続き荒尾市に住んでいる人
・ 市内で転居した人
・ 市内の転居で、3月2日(水)までに転居届を済ませた人は「新住所地の投票所」で投票できますが、その後は「前住所地の投票所」での投票となります。
・ 市外へ転出した人
荒尾市から熊本県内の他市町村に一回だけ転出した人で、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人は「引き続き住所を有することの証明書」を提示すると、投票できます。※熊本県外に転出した人や熊本県内を一回以上転出した人は投票できません。

※「引き続き住所を有することの証明書」は転出元か転出先の市町村で発行しますので、そちらで申請・取得してください。

●投票所 市内23箇所。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。



任期満了による熊本県知事選挙の投票が行われます。私たちの暮らしの代表を選ぶ大切な一票です。棄権することなく進んで投票を。

左から今年度成人式校区代表の田畑花奈子さん、田中秀人さん

●表1 郵便投票証明書の交付が受けられる人

身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級か2級
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)の障害	1級か3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢か体幹の障害	特別項症～第二項症
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)の障害	特別項症～第三項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5であるものとして記載されている人	

郵便投票の資格がある人(郵便投票証明書交付者)で、自ら投票の記載ができない人として定められた障がいがある人は、選挙管理委員会に代理記載人の申請の届け出をした後、代理記載人投票ができます。

【期日前投票】

選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は期日前投票ができます。なお、投票する日に満20歳になっていない人は、期日前投票ではなく、不在者投票をしていただきます。

●期間 3月11日(金)～26日(土)

●場所と時間

・市役所1階 生活相談支援センター

午前8時30分～午後8時

・あらかしモール2階 シティホール

午前10時～午後7時

※市役所内の投票所が11号会議室から生活相談支援センター(くらしいきいき課前)に変わりました。

【不在者投票】 ※市役所のみ受付

① 滞在先(市外)での不在者投票

不在者投票ができる期間や要件などは、期日前投票と同じです。投票用紙を取り寄せる場合は、入場券の中にある「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、選挙管理委員会に請求してください。

※不在者投票した投票用紙が選挙当日までに選挙管理委員会に着く必要があります。手続きは早めにお願います。

② 病院・老人ホームなどでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所をしている人は、そこで不在者投票ができます。早めに病院や施設にお尋ねください。

③ 郵便による不在者投票

投票用紙を請求できる期間 3月8日(火)～23日(水)
●この制度を利用できる人 選挙管理委員会に「郵便等投票証明書交付申請書」と表1に該当する手帳や被保険者証と一緒に提出した後、郵便投票証明書の交付を受けた人です。

【選挙人名簿】

3月9日(水)現在で新しく永久選挙人名簿に登録された人の名簿は次のとおり縦覧できます。登録漏れや間違いがないか、お確かめください。

●日時 3月10日(木) 午前8時30分～午後5時

●場所 選挙管理委員会事務局

【選挙公報】

3月15日(火)から、熊本県知事選挙の「選挙公報」を各家庭に配布します。候補者などを選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。

【選挙速報】

市ホームページに選挙当日の投・開票状況などを掲載します。

選挙管理委員会 ☎ 63・1254